

戦時下におけるキリスト者の受難

——ホーリネス系伊藤馨の場合——

金 田 隆 一*

The Suffering of Christians in the Wartime
— the Case of Kaoru Ito, One of the Holiness Church
leaders in Japan —

Ryuichi KANETA.

要 旨

先年戦時下国家神道と対立して投獄された小野村林蔵牧師の人と思想について、ついでキリスト教に基づく平和思想のゆえに東京大学教授の職を奪われた矢内原忠雄の信仰と思想との研究を試みた筆者は、違憲と称せられる靖国神社国営化法案が国会に提出されようとしている今日、軍国主義の復活の阻止、信教の自由の擁護という観点から戦時中キリスト教の再臨説を強調するがゆえに教派として当局に弾圧されたホーリネス系の指導者伊藤馨の信仰と思想を究明することは充分意義あることと信じ、ここにその分析と解明を試みた。

Synopsis

Before now the author presented the following papers on the suffering of Christians in the Wartime, "Personality and Thought of the Rev. Rinzo Onomura," who was imprisoned for his strenuous opposition to the Nationalistic Shintoism. (issued in 1967). "A Christian's Resistance against Militarism in the Wartime" —the faith and thought of Tadao Yanaihara who was relieved of his office at Tokyo University on account of his peace-loving thought based upon Christianity (issued in 1969).

Now the Yasukuni Shrine Bill, which has been provoking much controversy on its being unconstitutional, is going to be presented to the Diet again. The author tries to study and make clear the faith and thought of Kaoru Ito who was a victim of oppression in the Wartime on account of his strong emphasis upon Adventism, as a leader of Holiness Church in Japan.

The author hopes that this research will act as a check on the restoration of Militarism and will retain the freedom of religion in our country.

主として太平洋戦争下におけるキリスト者（プロテスタント）の受難と闘いについて

太平洋戦争下、プロテスタント教会は、絶対主義的天皇制を支配原理とする軍国主義とファシズムの制圧下であって厳しい試練と妥協と敗北とに喘ぎ続けた。とくに1928（昭和3）年、田中義一内閣によって全国の道府県警察に特高課を設置し、治安維持法の改悪に伴う共産主義者を始めとする反体制思想者の取締りの強化は、1941（昭和16）年、その極限に達し、再度に亘る治安維持法の改悪は、特にその第七条において、「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スヘキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期

又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」とあるごとく国体の変革や私有財産制の否定のみならず、神社や皇室に対する批判的言動すらも取締りの対象としたのである。しかもこれに対応して、1939（昭和14年）3月、ファシスト平沼内閣の手によって成立した「宗教団体法」を政治的背景として、文部省の指導下に1941年6月「日本基督教団」が樹立されたのであるが、この歴史的事実は、その教団の隠された本質「本教団に属する信徒は、万世一系の天皇を奉戴する臣民として、皇運を扶翼し奉り、国体の精華を発揚せんことを努むべし……。」¹⁾との皇国的性格の容認と強調に明示されているごとく、日本的基督教への見事な変貌であり、もはやこの段階では僅かに存在しえた良心的キリス

* 助教授 一般教科

ト者の存在すら許さぬ暗黒の時代が到来したのである。以下に述べる札幌新生教会伊藤馨牧師の投獄事件もこのような状態の中に生じたキリスト者の最後の良心の燈火としての受難史の一齣であった。

なおこれらの抵抗、受難史の中、朝鮮におけるキリスト者の独立運動への積極的参加、神社参拝拒否などに示される抵抗を除いては、概括して教派、教会としての組織的闘いでなく、個々人の信仰的良心の闘いであり、またキリスト者側からする積極的な批判的言動は極めて少なく、支配者側よりする強いられ、いわば受身としての受難の闘いの歴史であった点にその悲劇的特質が顕示される。

ついでキリスト者の受難の歴史的状況とその問題点を、武田清子氏の見解に教導されつつ簡述することとする。²⁾

まず国際的関係としては、スパイ問題が指摘される。プロテスタントが主として幕末、明治維新时期に敵国米、英から伝来された関係上、外人伝道者はややもすればスパイ視され、特に英国の本部と密接な関連を有した救世軍は、1940（昭和15）年、英国本部に日本における活動状況を報告したのをスパイ行為と認定されて憲兵隊の捜査をうけた。また後述するホーリネス系の日本聖教会においても会長車田秋次が上海において東洋宣教教会副総理キルボルンと面会したことなどがこの嫌疑をうけたのである。

しかし最も重要な思想的相剋の問題点は、第一にキリスト教信仰に基く非戦論、平和思想である。この観点より強靱な抵抗を示したのは主として無教会派の信徒であった。その聖書思想の根底には内村鑑三の日露戦争時における絶体非戦の思想を継承し、矢内原とともに弾圧をうけた札幌の浅見仙作も、「剣をうちかえて鋤となし、その鎗をうちかえて鎌となし、国は国にむかひて剣をあげず、戦闘のこと再びなまなばざるべし。」（イザヤ書2の4）との旧約の予言者イザヤの平和思想に基づき、「日支事変も 愈よ憂くなりました。神の前に大なる○（罪）を○（犯）すに歎呼の声を以って送っています。之が築土建設の為とは誠に笑うべき愚であります。私たち主^{キリスト}に在る者は平和の御祈りを致しましょう。」³⁾と非戦平和論を氏の伝道個人誌「喜^{とほ}の音」に掲載したのが筆禍事件の原因となったのである。

また家永三郎氏により個人誌である「嘉信」が、「戦時下の合法的な思想的抵抗の極限形態を示すもの」⁴⁾と高き評価を得た東大教授矢内原忠雄は「国家の理想」⁵⁾と題する論文で、国家の理想は正義と平和であり、戦争という方法で弱者を虐げることは神のみま

に罪悪であるとして、日本の侵略戦争を批判し、さらに藤井武の記念講演会では決死の覚悟で憂国の熱弁をふるい、「今日は、虚偽の世に於て、我々のかくも愛した日本の国の理想、或は理想を失った日本の葬の席であります。私は怒ることも怒れません。泣くことも泣けません。どうぞ皆さん、若し私の申したことが御解りになったならば、日本の理想を生かすために一先づ此の国を葬って下さい。」⁶⁾との信仰的・霊的理想国家復活の証言が、箕田胸喜ら右翼の攻撃の材料となり、遂に東大を追放されるに至ったのである。

ついで相剋の第二点は「天皇制」との対決である。すなわち、明治絶対主義を象徴する大日本帝国憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇ヲ統治ス」。第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」に示される神聖にして絶対不可侵の「現人神」としての天皇の存在は、万物の創造者にして歴史を支配する唯一絶対の神であり、民族、血肉によらぬ人間自身の主体的な魂の救済にかかわるキリスト教信仰とは、二神に兼ね使えることを許さぬ原理的かつ基本的対決点であったことは申すまでもない。そして最初の衝突は、1891（明治24）年1月、東京第一高等中学校において生じた内村鑑三の勅語拝礼拒否のいわゆる「不敬事件」であり、その敗北は以後におけるプロテスタント教会の国民主義的国権論への従属化を促し、自我、人間の主体性などの進歩的思想を内包しつつも基本的には、絶対主義天皇支配体制の政治的、思想的枠内に包摂されるに至る福音的信仰の挫折と屈服の過程を示すものであった。ゆえに満州事変以後、軍部、ファシズムの抬頭による国家権力に基づくキリスト者も含む国民全体の神社参拝、あるいは御真影、伊勢神宮の大麻拝礼への強制という形式で一層強化されていったのである。

具体的には戦時中最大の弾圧をうけたホーリネス、セヴンスデーアドヴェンテスト、無教会派の牧師、信徒らに対する特高警察の訊問にみられる「天皇の上に神が存在する考えるか?」「キリスト教ではエホバの神の外に神無しとし、日本の神社神宮の礼拝を禁止しているか?」「伊勢神宮の神体は偶像か、そのシンボルである大麻信仰は迷信か?」「天皇も一個の人間として神に審かれるか?」「天皇も救われねばならぬ罪人と考えるか?」などの事実にあふれることが「改訂治安維持法第七条」のいわゆる「不敬罪」に該当すると見做したのである。

また天皇制に関するもう一つの対立点は、これもホーリネス系、無教会派の牧師、信徒らによって強調された「キリスト再臨説」すなわち、信仰に基づく終末論的歴史観の問題である。やがて時満つればキリスト

がこの世に再臨し、その時イエスを信ずる者と信ぜぬ者とが明確に分かれ、信ずる者は天国において永遠の生命を、信ぜぬ者は永遠の裁きをうけてゲヘナの火に投げられ、ここにキリストによる新しい王国が再現される。現実的には世界における戦争はすべて人間の原罪に基づく惨禍であり、その結果到達するであろう人類の滅亡は、キリストの再臨による救済以外にはありえないというあくまでも霊的世界を待望するファンダメンタルな終末論的信仰観である。「キリストの再臨により神による永遠の平和が実現し、キリストが世界を統御する時、天皇の地位はどうなるのか?」「キリスト再臨の時、彼は万世万民の王となって天皇の統帥権を摂取するか?」「キリスト再臨の考えを徹底する時、国家の政治的変革をもち来らさずにはおかないのではないか?」という特高警察の訊問によって知られるごとく、それは歴史的事実として国家の転覆を目ざす政治思想の一種であるとし、国家および国体否定の非国民として、同じく「改訂治安維持法第七条」に違反するものとした。

かくして 1942 (昭和17) 年 6 月 26 日早朝において、ホーリネス系である日本聖教会 (教団第六部所属)、元きよめ会 (教団第九部所属)、東洋宣教きよめ会の三派中より九六名の牧師が「改訂治安維持法第七条、治安警察法第八条、及び宗教団体法第十六条」違反の容疑で拘引検挙された。⁷⁾ 求刑にあたって検事は、「抑々ユダヤ教は民族的宗教であって、現世的かつ具体的な宗教である。要するにメシア千年王国なる思想はユダヤ思想である。しかるに基督世に現はるるに及んでこの民族的宗教を開発して普遍的かつ霊的なものに改めたのである。しかるにもかかわらず、日本聖教会はホーリネス教会以来今日に至るまでこのユダヤ教的信仰思想を奉じて、これを清算しなかったのである。この教義は明らかに我国の国体に違反するものである。」⁸⁾と論告し、その結果当時聖書学校の校長であった米田豊牧師、聖教会会長であった車田秋次牧師が実刑二年の判決、伊藤馨牧師が実刑四年の判決をうけたのであるが、その中獄死者五名、服役後、あるいは病氣保釈により帰宅後の死亡者は二名を数えたという。⁹⁾

(注)

- 1) 日本基督教団規則等第七条「信徒の生活規定」中の第一条
- 2) 武田清子著「浅見仙作の平和思想」(新教出版社版、「土着と背教」所収)
- 3) 特に○注は、武田清子著「前掲書」による。
- 4) 家永三郎著「太平洋戦争史」(岩波書店発行)

p 241

- 5) 中央公論、昭和12年9月号所収
- 6) 矢内原忠雄個人誌「通信」1932年10月号
- 7) 内務省警保局発行「昭和十七年度に於ける社会運動の状況」
- 8) 安倍豊造著「受難の記録—戦時迫害下のクリスチャン」(日本評論1950年8月号所収)
- 9) 米田豊、高山慶喜著「昭和の宗教弾圧」(いのちのみことば社版)

本 論

一) 伊藤馨について

伊藤馨は明治時代におけるメソジスト教会の最大の指導者である本田庸一の牧会した弘前において、1886 (明治19) 年 12 月 21 日、旧津軽藩士族伊藤惣三郎、同ひでの三男として誕生した。生家は明治維新によってその録を失った貧乏士族で、そのためか父親は無類の大酒呑みであり、寺小屋の師匠として生活の資を得ていた。少年時代の伊藤は後年の武士道の豪毅な性格そのままに、常に木刀を腰に帯び、付近の子供を集めては餓鬼大将として人の上に立つ器量をすでに幼時より有していた。

伊藤がはじめてキリスト教に接したのは1901 (明治34) 年の弘前中学在学時代のことと推定される。時あたかも二十世紀の第一年目に当り、日本のキリスト教会、中でもメソジスト、ホーリネス系の教会にあっては、いわゆる「二十世紀大挙伝道」と称して各地で盛んに伝道集会が行なわれていた時である。その運動が東北の弘前教会で実施されたのは8月25日より5日間、講師は関西学院の吉崎彦一教授、藤岡潔牧師 (神学生時代) で二人とも故郷に福音の使者として派遣されたものらしい。伊藤は後年この回心の事実を「其第一夜に私は入信決心し、それから毎夜の如く何もかもわすれて出席したのである。説教も講演も優秀なものであったにちがいないが、少年の私には何も理解が出来なかったが、神様を信じ頼って救はれたいという一念で私はとび込んだ姿で決心させて貰ったのであった。

それからの一カ月は、教会のことキリストの事でいっぱいであった。そして九月二十九日その日は聖日であったが、その夜の伝道会で私共十三名が飯久保牧師に授洗されたのである。ハレルヤ。」¹⁰⁾と述べているが、伝道講演会の初日に入信を決意し、約一ヶ月後に受洗をしていることは、ホーリネス系独得のアパッショネートの雰囲気とともに伊藤自身、主観的、感性的信仰受容の人間的特性を有していたことが指摘される。

かくして伊藤の信仰は日毎に深化するに従い伝道師として生涯を神に捧げるべく召命感を有するようにな

り、当時長兄が渡道して森に定住した跡を追い、森の小学校で代用教員をしていたのであるが、遂にその決心の動し難いを知り、意を決して1904（明治37）年1月、18才の折中田重治の経営する「中央福音伝道館聖書学院」に入学した。当時学院には後の有力な指導者米田豊、車田秋次、野辺地天馬などが在学していた。かくして二ケ年間の勉学と厳しい修養により、卒業後は宇都宮、伊豆、山形、東京神田の各地で伝道に励み、1908（明治41）年6月には弘前第八師団の輜重隊に三ヶ月間軍隊生活を経験したのである。

1909（明治42）年8月、伊藤は中田監督の命によって神田より山陰松江に派遣を命ぜられて勇躍赴任した。ここに彼の本格的な伝道者としての闘いが始まったのである。当時松江は出雲大社の所在地としてキリスト教伝道の最も困難な土地であるとともに、一方英国貴族バックストンの伝道地としても有名であった。伊藤はこの地にあってまず路傍説教よりはじめたが、その特色ある伝道方法をあげれば第一に毎夏天神裏、穴道湖畔において実施した天幕伝道であった。この伝道が開始されると潮の押寄せるごとく人が集り、立錫の余地もなく人々は天幕外に溢れ、氷小屋が店を出し、附近にあった映画館も休業する状態であったという。又もう一つは最初皆生海岸、後には大山、関間で開催されたホーリネス独得の「夏期聖会」という修養会で、今日では全国的に知られるホーリネス系の有名な夏期修養会の一つにあげられている。

かくして松江開拓伝道より1930（昭和5）年5月、札幌転任まで二十三年間、農村伝道、鉄道員願者伝道に励み、山陰地方伝道部長として、この地で充実した伝道を行ない松江ホーリネス教会の基礎を形成したのである。又この間とくに児童伝道に使命を感じ、月刊誌「小兵士」を1942（昭和17）年5月迄、実に三十三年間、合せて352号を発刊し、信仰的児童読物として日本中の教会はもちろんのこと、遠く米国、ブラジルまで読者層を広げた。その「小兵士」の主旨は「一、天のお父様を信ぜよ。二、エス様の救いを受けよ。三、善行を励めよ、四、戦友と協力せよ。五、天国に凱旋せよ。」²⁾の五項目であった。この間1910（明治43）年には青山学院出身の荒木スマと結婚し二児を与えられた。

かくして1930年4月、日本ホーリネス教会年会において、突如札幌に転任を命ぜられ、やむなく翌月赴任したのであるが、松江においては伊藤の留任運動が起り、出発の際には松江駅前広場は見送りの人々に埋まったという。

札幌においてはまず得意の路傍説教と市内12カ所の

聖書学校の設立を信仰的幻として祈り、実現に努力した。また岩見沢、追分、滝川に伝道戦線を拡大し、北海道部長の重責を荷負う立場からして函館、小樽、旭川、帯広、釧路、北見と席の暖る暇なく全道各地のホーリネス教会の応援指導巡回に務めたのである。しかして同年9月、札幌赴任早々であつたが、米国ホーリネス教会の招きにより米国日本人二世伝道のため九カ月に亘り第一回の伝道旅行を行ない、非常に好評を博したため、1938（昭和13）年10月には再度渡米伝道に招聘され、主として西部中心に伝道活動を行ない、大きな効果をあげて翌年5月帰朝した。この間教会堂の改築に着手し、1932（昭和7）年8月、現教会が完成した。またこの年7月より個人月刊誌「新創造」を発刊し、戦時中投獄のため一時中止のやむなきに至ったが、敗戦後復活して二十九年の長きに亘って、伊藤の説教、信仰告白、社会評論、戦友（信者一筆者注）への便りとしての児童向け「小兵士」とともによき伝道の証しと務めを果したのである。

かくして1942年6月26日、旭川伝道旅行中「改訂治安維持法第七条」違反の容疑で拘引検挙され、1945（昭和20）年10月釈放の日まで三年五カ月間受難の獄中生活を余儀なくされた。時まさに太平洋戦争の戦線は日本軍戦力の極限状態において米軍との攻防戦が展開され、珊瑚海、ミッドウエー、ガダルカナルの攻防をめぐる南太平洋海戦により次第に敗色を濃くしていた帝国主義戦争敗北の序幕が切って落された時代であった。

その間教団主脳部の庇護よりはむしろ、冷たいまなざしの中で1943（昭和18）年4月、当局により「宗教団体法第十六条」に基づき教会は認可取消の命をうけ、ついに教会は解散させられ、家族は伊藤とともに塗炭の苦しみを味わわれたのである。

伊藤は拘禁中過酷な拷問をうけながらも信仰による節操を曲げなかったため、1943年10月8日、札幌地方裁判所において検事より「徴役五年」を求刑され、同月15日、菅原二郎裁判長よりホーリネス系投獄者中最も重い「徴役四年、未決拘留通算四百日」という判決をうけた。しかし無罪を確信する伊藤は教団本部の意向もあり同月19日大審院への上告手続をとったが、翌年2月24日上告棄却となり、ここに治安維持法違反者としての刑が確定し、3月5日より苗穂刑務所における服役生活が始まったのである。その有罪の理由、獄中生活については後に詳述することとする。

1945年8月、日本はポツダム宣言を受諾することによって、中、米、英、ソ連合国に対して降伏した。

戦時下「キリスト教は邪教である。」「キリスト教徒は非国民である。」との迫害の中にあつた心あるキリスト者はこの敗戦を喜びをもって迎えた。この年10月7日、マッカーサー司令部の命令による思想犯の釈放により出獄した伊藤は、栄養失調の老軀をひさげ直ちに教会の再結成に乗り出し、12月より定期の礼拝、集会を開始し、同時に日本キリスト教団北海道教区の各種委員をはじめとして、ホーリネス系の教会並びに信仰復興のためにしばしば全国的に巡回伝道、訪問をなし、同系の中央委員としてキリストのごとく休む暇も食する暇もなく活動をし続けた。もはやホーリネス系における北海道の伊藤ではなく全国の重鎮としての伊藤となつたのである。

この多忙の中にあつて伊藤は、1946（昭和21）年より自己の獄中生活の体験により刑務所伝道に使命感をもち、教誨師として苗穂刑務所に毎週金曜日に出張し、教誨伝道を続け召天するまで十五年の長きに亘って罪に苦しむ獄者の愛の友として奉仕を続けた。伊藤は世人をして「キリスト教教誨師こそ彼の本業」とまでいわれた程である。

この間1948（昭和23）年には隣家の貰い火により教会堂の大半を失い、その募金、修築と休む暇なく、1953（昭和28）年には戦後の日本の事情を報告するため米国ホーリネス教会の招携をうけ第三回目の渡米伝道旅行を行っている。

かくして1950（昭和25）年頃より老令と過労による高血圧？の病は、次第に彼の体を蝕んでいたもようで、1960（昭和35）年9月、日米安保条約阻止運動の余波未だ冷めやまぬ中、入信60年を記念しての母教会たる弘前教会を始め、関東、関西、山陽、山陰の諸地方を巡回伝道したのを、信仰の勇者最後の思い出として1961（昭和36）年2月14日、寒波のさ中滝川における伝道集会出席の途次突然心筋梗塞の発作により召天したのである。享年75才であつた。伊藤の晩年の信仰はこの年の新年の聖会において61年の標語として「エホバに感謝せよ、エホバはめぐみ深くそのあわれみはとこしえに絶ゆることなければなり。」（旧約聖書詩篇百三十六篇）³⁾と示されたごとく、すべてが感謝の生活であつたのである。

ホーリネス系の最大の指導者であり、旧友であつた米田豊牧師は「君講壇に立つや傍若無人豪放自在、君一流の快弁滔々。而して人に接するや懇切、よく訪問しよく快談する。筆取るや是又闊達自由、昔の小兵士は子供の為め、今の新創造は大人の為だが、中々の健筆家である。君の話も文も子供にもよし大人によし、信者にもよく未信者にもよしで、甚だ広い。君の人柄

は外剛内柔か、一寸強い事をいうと後輩は叱られたようだが、内は中々柔和である。……果せる哉札幌転任後此処でも二十数年、松江で忍びに忍び、鍛えに鍛えた君の伝道力は大に用いられて大会堂は造る、大活動はする、米岡にも三度渡って伝道する、例の弾圧の際囚獄にて身体を大分弱くしたようだが、終戦出獄後は刑務所教誨師としても活躍する、誠に花々しいものがあつた。伝道界における北海道の王者、又ホーリネスの重鎮であつた。」⁴⁾と評している。

（注）

- 1) 伊藤馨個人誌「新創造」1957年第9号、以下「新創造」と略す。
- 2) 小原十三司編集「ホーリネス」誌中「伊藤馨牧師の略歴」所収
- 3) この項は主として小原十三司編集「前掲書」を参考とした。
- 4) 「前掲書」米田豊著「噫なつかし伊藤君」所収

二) ホーリネス系教会の成立と分裂について

ついで伊藤馨の受難と抵抗について論述するに先だち、その問題の本質の理解を容易にするためホーリネス教会について述べることにする。

戦時下における当局のキリスト者に対する弾圧は前述したごとく、おしなべて個人としてのネガティブな受難という形をとつたのであるが、本論の伊藤馨のごとくホーリネス系教会に属するがゆえに全国に亘って牧師が組織的に検挙投獄された点、キリスト者弾圧の中にあつてその特異性を指摘することができる。

ではなぜにホーリネス系教会が組織的に弾圧されたのかその理由を追求せんとするならば、必然的にホーリネス教会の生成とその信仰的特質について述べなければならない。以下その問題点について詳述しよう。

弾圧当時ホーリネス系として存在した日本聖教会、きよめ教会、東洋宣教会きよめ教会の三教会は、いずれも英国人ジョン・ウェスレーによって創始され、米国において発達したメソジスト教会の流れを汲むプロテスタントの一派で、かつてメソジスト教会の伝道者であつた中田重治が1896（明治29）年頃渡米し、シカゴ市ムーディ聖書学院において神学と伝道法を学んだ結果、キリストの再臨を感得し1898（明治31）年9月帰朝、以来彼自身のもつ特異な個性に基づいたその独創的ファンダメンタルな感性的キリスト再臨説を機関紙「燐の舌（後きよめの友と改称）」を通して強張り、その教勢を次第に拡大していったことがホーリネス教会の創始である。時あたかも日清戦争に勝利を得た日本資本主義国家はその償金と産業革命により基

礎を確立したのであるが、反面足尾銅山鉍毒事件にみられるごとく階級的対立による闘争が次第に顕在化されつつあった時代である。

1901年2月、在米当時視察あった米人宣教師 G・E・カウマン夫妻が来朝するに及んで彼らと協調し、同年4月、神田神保町に中央福音伝道館を開設して毎晩伝道集会を開くとともに伝道者養成所を設けて青年男女を教育し始めた。また翌年5月、中田の片腕と称せられる笹尾鉄三郎が加入し、更に同年8月、米人宣教師 E・A・キルボルンが来朝参加するに至り、その活動、教勢は俄かに盛んとなった。かくして日露戦争の沙河会戦、旅順攻撃の真最中東京淀橋の柏木に講堂を新築して聖書学院をここに移し、以来その卒業生により中国、朝鮮、台湾などの各植民地まで「キリスト再臨説」を掲げてその伝道戦線を拡大していったのである。

しかしてキリスト教においても指導者の特異な信仰経験に基づく主観的神秘主義的傾向を有するこの教派は必然的に指導者間における神学的内部対立を招かざるをえない。しかも教勢の発展に伴い、漸くその特異の信仰理念が他教派の排撃するところとなり、また教会内においても組織的な教会形成を要望する声もあって、明治の末期以降、中田と米宣教師間の対立の結果、その妥協策として1917(大正6)年10月、本部において開催された創立総会の席上、監督中田、総理カウマン、副総理キルボルン、聖書学院院长笹尾をと、それぞれ役員を決定するの外、中田は対日伝道を、米国宣教師は資金調達と中田、朝鮮における伝道を分担することを決定した。かくして米国宣教師団は朝鮮京城にその本部を移すに至ったのである。

この年日本はロシア革命弾圧のためシベリヤに出兵を開始し、富山県を中心に全国的に米騒動が勃発し世情誠に騒然たるものがあった。かくして第一次世界大戦の結果巨利を獲得した日本独占資本主義国家は、大正デモクラシーの未成熟さを利用して1925(大正14)年3月、加藤内閣の時、稀代の悪法である治安維持法を普通選挙法と引換えに議会を通過せしめ、その帝国主義的中国侵略の野望を次第に募らせていった時代であった。

以上のような社会状況を背景にして、1923年5月頃、中田側は米国宣教師団との間に、イ)メソジスト教の創始者ジョン・ウェスレーによって教示された聖書の新生、および聖潔の教理を信仰し宣教すること、ロ)B・A・サイス博士の黙示録講演および終末論、W・E・ブラウグストンによって教示された千年期前再臨説を信仰し宣教することを条件として、カウマ

ン、キルボルン名義の本部外一箇所の建物および地上権を使用する権利を獲得したと称せられている。¹⁾

かくして1930年5月頃、この教会における第二回目のリバイバル運動が生じ、キリスト再臨の信仰が更に強調され始めた時、中田監督夫妻はキリスト再臨を熱望するのあまり、それに関連して神の選民であるイスラエル民族、すなわちユダヤ人が祖国をやがて回復し建国すると聖書の予言に示されていることより、ホーリネス教会本来の使命である救霊すなわち新生、聖化、神癒、再臨の四重の福音中の新生、聖化を軽視し、只キリストの再臨、ユダヤ人の建国を祈り実現化することのみに伝道のすべてを集中したため、聖書学院教授 車田秋次、米田豊、小原十三司、一宮政吉、土屋頭一および菅野鋭らを中心とする一派は監督夫妻らと何回もの交渉論議の結果、次第に決裂の様相を濃くしていった。しかして1932年から翌年にかけて中田の信仰は更に神憑り的となり、日本民族はユダヤ民族の祖国復興を援助すべき使命を有し、之を忠実に遂行せば、その報酬として再臨による神の国成就の暁には多数の者が神の祝福に与りうるであろうとの予言をなし、之を教会教義として強制し、反対する幹部五名に対しても服従を強要して同時に辞職を迫ったのである。かくして1933(昭和8)年10月、反対派幹部らは東京淀橋教会において臨時総会を開き、中田重治の監督罷免並びにその主張の否定を決議し、当初の信仰と使命遂行を目的として、車田秋次を委員長とする別箇の教会を分離独立せしめるにいたった。分裂以前の教会439、信者約2万は、ここに完全に二分されて、新教会は教会298、会員10,500名を数えた。

これに対し中田派は新教会派の切崩と自派の結束を図るため、臨時教役者大会を開催して、新教会派の開催した大会ならびに監督罷免無効の決議を行うなど両派互いに抗争し、遂には監督解職の効力ならびに教会財産の帰属問題を繞って訴訟を提起するまでに至ったが、やがて二・二六事件の生じた1936(昭和11)年11月、イ)日本ホーリネス教会を解消し一応分離訣別すること、ロ)両団体は旧名を用いずに新に自己の教会名、並びに財団名を使用することなど六項目に亘る条件を以て和解が成立した。新教会派は同年11月、東京にて臨時総会を開催して教会名を「日本聖教会」と名づけ、会則制定、役員改選なども行い、名実ともに独立教会としての会派組織を完了した。一方中田派にあっては同年12月までに会則ならびに教会名を「きよめ教会」と決定し、これまた新しい会派としての組織を成立するにいたった。札幌新生教会の伊藤馨牧師は「日本聖教会」に属し、自からこの事件に対して次の

ごとく述べている。²⁾

「ホーリネスの事件について、いろいろな喧伝があった。未信者の世界は兎も角として、ホ教会の中にも認識を誤ってか『陰謀だ』『不法』と伝えられ、また『財産横領』『教権争奪』など、実に醜聞が伝えられた。しかし今になって見れば、白昼に観る如く黒白が明白になった。委員側（日本聖教会側一筆者注）が云うのでなく、和協委員が『紛争の真相を研究するに其基因全く信仰問題に発足して』と云っている。両団体の代表者も、その覚書に対して『右の次第真実なる事を承認すと署名添印しているのを見て明らかなことである。かかる明白なる事実を曲げて敢て醜性化せんとしたのは、これによりて有利化せんとする策謀家と無智にして俗物、色眼鏡をもつてのぞき観する人々である。

しかしここにも神の摂理がある。ゴルゴタの丘、十字架上の罪人として刑死せしエスがやがて復活の日来り数万倍の力をもって世界に動き出せしように我教会も其如く歩ましめんとする神の大計論であることを信ずるのである。³⁾と。

一方「きよめ教会」にあっては日中戦争のさ中、1939年9月、監督中田重治の死亡に伴い、中田家の家督相続を続て重治の長男羽後を後継者に推さんとする森五郎など一派（長老派）と幼時より中田夫妻に養育された保坂一をして相続せしめんとする尾崎喬一など一派（青壮派）とが互いに対立紛争し、更に加えてカウマン夫人の来朝による聖書学院の土地建物の引渡請求問題が絡んで、その抗争は一層激化していった。かくして長老派は1940（昭和15）年3月、青壮派の幹部である尾崎喬一らの教職罷免を行うとともに、東京神田教会を本拠に正式な活動を開始し、之に対し青壮派は同年5月、聖書学院において保坂一、尾崎喬一などを合協議し、「きよめ教会正統派」と称したが、翌年3月、荒原不死生らの脱退を機会に役員の改任を行い、「東洋宣教会きよめ教会」として一派を形成したのである。⁴⁾

かくして前述したごとく、1941年6月、「日本基督教団」の成立に伴い、「日本聖教会」は同教団六部に「きよめ教会」は第九部に所属した。なお「東洋宣教会きよめ会」は小会派で今までの経緯もあり、教団には加盟しなかった。

（注）

- 1) 内務省警保局発行「昭和十七年度に於ける社会運動の状況」参照
- 2) 内務省警保局発行「前掲書」参考
- 3) 伊藤馨著「新創造」昭和12年1月号

4) 内務省警保局発行「前掲書」参考

三) ホーリネスにおける信仰的特質

旧約、新約聖書を基本教典とし、聖書に記載されている事項を神の言葉、神の予言の書として受容するがゆえに聖書は唯一絶体の真理としての信仰の対照である。その宣教の教理は、旧新約聖書に対する中田重治独得のファンダメンタルな主観的解釈を基礎として構成されたものであって、新生（信仰によって救われる）、聖化（更に内心の汚れ、原罪性も潔められて、神の霊によって聖き生涯を送ること）、神癒（肉体の病も祈禱と信仰によって癒されること）、再臨（神によって啓示された聖書の契約は、現在における霊的救済のみならず、終末の時にはキリストが再来してこの世を審判し、すべての罪惡を追放するとともに救われた者は復活栄化して天に移籍される。しかもキリストの再臨によりこの地上にキリストの王国が確立される）のいわゆる「四重の福音」の教説を中心としている。その中でも特長な点は、中田が後年特に強調した再臨説で、キリストによる王国再現のためには、神の選民であるイスラエル民族の現実的祖国復興運動こそが祈られ実現さるべきであると説くことにある。

ついで聖書観について述べよう。まず旧約聖書については、旧約聖書三十九巻は表面的にはイスラエル民族の歴史として把握できるが、その信仰に基づく本質理解は天地創造、人類創造、アダム、イヴによる墮罪＝罪の発生、国家の起因、モーゼの十戒に示された律法の成立、メシアの待望などによって具現化されているごとく、神の目的計画が、イスラエル民族を通してやがて実現されるであろう予言、待望の書と信んずる。

新約聖書二十七巻については、イエス・キリストの十字架の死と復活に至る全生涯、使徒の伝道、パウロの伝道旅行書簡を通して、一貫して旧約聖書に啓示された予言の一部がキリストによって成就し、神の目的、神の王国の実現が具体的に啓示された書であり、旧新約聖書は一貫して神の目的、聖意を啓示、予言せる書であるがゆえに両者不可分の関係を有すると説く。ゆえにその聖書理解は「聖書無謬説」と申しても過言ではなく神学的には極めて保守的であり、プロテスタントにおいてもカルヴァンを創始とする改革派、長老主義派と対照的な位置を占めている。

しかして特に戦時下にあつて問題となつた点は、当局の偏見と中田による極端な聖書観よりして内容を悉く現実の国家社会と結合して解釈し、それはすべてが歴史的事実として地上社会に実現すると考えられた点で、第二次世界大戦太平洋戦争をもって聖書に示され

た「ハルマゲドンの戦」(黙示録にある人間の罪によって起された戦争に対する神の終末的審判)の開始と考え、この世の終末とともにキリストの再臨が近づき、やがて神の王国が実現するであろうと祈り予言した。

伊藤はこの点「非常時の再認識」と題して「非常時とは、きき古した言であるが、今はまさに非常時である。『汝等の敵なる悪魔、吼ゆる獅子の如く、へめぐりて呑むべきものをたづね』(彼前五〇八) 居る時である。

地上の難問題は、敵サタンの暗躍の結果である。我等はこれをしかと認識せねばならぬ。我等の云う非常時とは、更らに『万物の末期近づけり』(彼前四〇七)と云うことである。人々はよく『これから』と云っている。然るに、万物の末期は刻々迫りつつあることを知らねばならぬ。

聖書の示す処によれば、其日の近きを警告されている。されば我等は、その末期の近きを知りて、万事、善勉せねばならぬ。主人の帰宅、遅からんと油断しつつ怠り居た僕の如くあってはならぬ。……」¹⁾と同じく終末の近きことを論じているが、後述するように中田のごとく極端な熱狂主義者ではなく、ホーリネスにおいては穏健妥当な説を説いている。

結論的に申せば内務省警保局の調査に基づく「其の聖書に対する信仰態度は、聖書の全巻は終始一貫して神が神と人の関係即ち地上人類が守り且実践すべき行動規範を啓示、黙示せる神と人の契約書、神言書にして絶対無二の真理の書なれば単なる自己の智識経験等を基礎として解釈すべきに非ず、文字通り之を解釈すると同時に聖書の真理を体得したる者は直ちに之に啓示せられたる聖意に則り行動せざるべからず、換言すれば聖書に啓示、黙示せられたる神の目的計画を正しく悟り、全生涯を通じて神の目的計画実現即ち神の王国建設の為献身努力するを要す。」²⁾との結論は終末におけるキリストの再臨と神の国の再現はあくまでも霊的信仰の領域に属する形而上的世界の実現を意味したものにかかわらず、天皇制を媒介とするファナシックなナショナリズム的精神を基盤とする当局の極端な見解と云い得る。この点制限付きとは申せ明治憲法第二十八条に保証された信教の自由を侵すことは論をまたないが、後述するごとく中田の聖書観、再臨説にもそれに乗ぜられる信仰内容を有していたことも否めない事実である。

ついで神観について述べよう。一言にして申せば「三位一体論」である。それはエホバと称せられる父なる神、神の独子イエス・キリスト、及び聖霊よりな

る三位一体のペルソナである。この三位一体の神は永遠より永遠に在し、無から有を生ずるごとく宇宙万物を創造支配する唯一絶対、全智全能、永遠不変の活ける真の神である。であるがゆえに神は天地人類の創造以来、この世を特に人類を神の一定の予定摂理の中におき、神の栄光と人類の救済を目的としてその実現のためイエス・キリストを十字架にかけ復活せしめたのである、と説く。神学的に申せば極めてオーソドックスな保守的神観と申してもさしつかえないであろう。

しかしてその特質を申せば、アダム、イヴの墮罪に対するキリストの人類救済は、キリスト昇天以後は地上における教会、宣教と入信を通じて行なわれるのであるが、やがて予定の時満ちて終末の時来れば、神の聖旨に適える聖徒を擧げるとともに、原罪の結果聖旨にそわない国家人類に対する審判として戦争その他の災いを社会に下し、いわゆる前述した「ハルマゲドンの戦」を生ぜしめる。かくしてイスラエル民族を復興回復に導びいた後、キリストを地上に再臨せしめて、人類が神より離反し悪魔の支配下に虚造したもろもろの諸国家の一切の支配制度を悉く審判し、霊的な意味におけるキリストの統治による千年王国の支配の完成を祈り求めることにあるといえる。

伊藤は「今より後」と題して「万物の末期を知りて進め、更に私共の地上生活の最後が何時やって来るかもわからない。亦、主の再臨が切迫している。亦万物の末期が近づいて来ている。だから私共は神の旨は如何にと熱心に忍耐強くつとむべきである。自ら制すること祈ること相愛すること道を伝ふこと。其の時になって間に合わぬ様な事のない様に、遠大な所に目をつけてすすまなければならぬ。」³⁾と述べているが、この時代中田のファンダメンタルな予言は頂点に達し、「聖書より見たる日本」においてヨハネ黙示録七章にある「また、もうひとりの御使が、生ける神の印を持って、日の出る方から上って来るのを見た。」の聖句の中「日の出る方から」を聖霊の導きによって「日本民族なる事を確信」し、第二次世界大戦を世の末の大戦争と予言して、その結果「北の王についてはダニエル書を見ても、実に不法の嘘で律法も何もなくメチャクチャなものであるからこれはロシヤの赤化主義らしい。一方ファツシヨをやっているドイツはきつとロシヤに散々やられる。何故なら、現在ヒットラーを中心とするナチスは盛んにユダヤ人を迫害しているが歴史は証明す。ユダヤ人を迫害した国は栄えた事がない。彼らは民族の統一主義から同化せぬユダヤ人を追払わうとするのは無理もない。神は摂理の中にそれを許してい給ふかもしれぬがこれは大変な事だ。

神は何故に『日出づる所』の民族を起し給うか、この民族は四天民族が二つに分れて戦ふ時どちらにも加担せず、最後に彼らをとちめる役割をつとめる。即ち戦が酣になって北王は優勢となり、どんどん南進してパレスタインまでゆく。この時日出づる国の軍隊は時こそ来れりとはかりパレステナに向って進軍する。この噂をきいて北の王は引退する。ダニエル書には日出づる所に鷲が起ってこれを助けるとあるがこれは飛行機を意味するもので即ち空軍の進撃である。

日本人がこの使命を果すことによって何か起るか。イスラエルは救われここにイスラエルの建国が始まるのである。この建国を助けこれを完成せしめるものはユダヤ人を苦しめた欧州人にはあらずして知られざる一国民である所の日本人であると。⁴⁾

中田はかくのごとく日本人によるイスラエル進撃とその恢復を真剣になって祈り考えたのであるが、それは事実として、信仰的妄想とも思われるファナスチックの予言に自己陶醉していた彼の悲惨な病的精神状態を具現していたといえよう。

このような中田の再臨説が、やがて「日本聖教会」と分離する所以になったのであり、また当局からして「改訂治安維持法第七条」違反の有力な一要因となったのである。すなわち警保局の調査によれば「……聖旨に副わざる国家人類に対する審判として戦争其他災厄の充満せる所謂大患難時代を現出せしめ、猶太民族を復興恢復に導きたる後基督を地上に再臨せしめて、人類が神より離反し悪魔の支配邪導下に造り上げたる現存諸国家の人的統治制度を悉く廃止し基督統治の千年王国即ち基督の命を体して猶太人が『エルサレム』に中央政府を設け全世界を一元的に支配する社会を実現し、最後には悪魔自身をも滅亡せしめて神直接統治の新天地を建設し、以て人類創造頭初の目的通り地上を完成すべき目的を有す。」⁵⁾ との見解に示されるごとく「神国日本転覆を企つ政治思想の所有者」として断定せしめた所以である。

(注)

- 1) 「新創造」昭和14年2月号
- 2) 内務省警保局発行「昭和十七年度に於ける社会運動の状況」中「宗教関係犯罪検挙取締状況」所収
- 3) 「新創造」昭和7年8月号
- 4) 「新創造」昭和8年8月号
- 5) 内務省警保局発行「前掲書」

四) 信仰による国家社会観と社会認識について

警保当局によればホーリネス系教会の国家社会観は

「現在地上に存在する世界の各国家は凡て悉く悪魔サタンの支配邪導下の堕落せる異邦人に依りて形成組織せられたる所謂異邦諸国にして、其の人に依る統治組織及之に基く諸制度は全く神の本質に反するものなるも……予定の時即ち救世主基督が地上に再臨して所謂千年王国統治を開始する迄の間一時的に之を許容せるものにして、我国の天皇と雖も亦しく神の被造物たる人に過ぎざるが故に我国も亦人的統治組織の異邦国なるを以て、神の予定の時即ち基督の地上再臨に伴ふ千年王国の統治開始迄の間一時其の存在を神より許容せられたるものと説き居れり。……而して右千年王国の建設に際りては我国を始め現在世界各国統治者の固有の統治権は凡て基督に依り摂取せらるるものにして、我国の天皇統治も亦当然廃止せらるべきものなりと做し居れり」¹⁾ と甚しく曲解し、「皇室を冒瀆し国体を否定する非国民」の烙印を押したのである。しかし中田重治は別として、伊藤馨の場合その個人誌「新創造」を瞥見して知り得ることは、彼の再臨説はあくまでも霊的な信仰上の終末待望の観念であり、決して現実社会を変革せしめ、まして天皇制を否定する政治思想ではなかった。すなわち彼の国家社会観にあるものは『『欲みて罪を生み、罪すてになりて死を生』(雅一〇十五) ましむる悪き世である。かくして誰も彼も皆この誘惑に捕はるるのである。……世の中のうき患難の一大原因は神に反き、罪を犯す生活である。この罪さへ赦され、神の子となりて神の祝福をうくる身となれば、人生のさま様の患難は物の数ではなくなるのである。『患難汝を王とする』とあるやうに、すべての禍と不幸は変りて万事祝福となるのである。』²⁾ と神に背く人間々々の原罪性に悪の根源が存在すると思考し、より社会的には『『汝等貧れども得ず、殺す事をし、嫉むことをすれども得ること能はず、汝等競争と戦闘をなす』と責めています、要するに、この世の戦いは、貧と嫉みと慾のための醜き戦いであります。

国際的にも社会的にも個人的にもまた、政治経済はもとより教育宗教の精神界にあっては、要するに、この戦いがたえまがありません。』³⁾ と個人的罪性の社会的普遍性を説いている。ゆえにすべての根底に個人的罪性の救済を願うことを考え、そこからキリストを信じて罪から解放されることによる個人倫理以外を導出せしめることは極めて困難であり、無教会派などに強調される信仰の原点に出発する社会的倫理の発見は絶無といってよい。まして矢内原忠雄にみられるマルクス主義に基づく社会的科学観への認識と接近などは当底想像だにできぬことである。ゆえに戦争と平和に対しても常に神に対し罪の赦しによる個人的倫理とし

ての平和を念願する主観的な観念論に過ぎず、社会科学の認識に基づく科学的、合理的な判断や批判的精神は全く具有されていない。

ゆえに満州事変、日中戦争に対する批判的言辭は殆んどみあたらず、(太平洋戦争に対しては「新創造」誌が伊藤逮捕の折当局に没収されて現在回収不可能である一筆者注)逆に日中戦争下にあつて「新創造」同人広橋暁は「吾等是如何に処すべきか」の題のもと「数年前より国を挙げて非常時非常時と叫ばれ且つ準備をして来たのが愈々現実となつて国民の前に其の姿を現わしたのだ。そして此の非常時局に立つて我日本が上皇室を中心として協心戮力よく万苦を征服しつつ今こそ世界遠視の中に其の輝かしい偉容を示しているのである。

此の大和民族の足跡こそは後日世界歴史を大きな角度をもって転廻せしめるに足るものであると思ふのである。

私はかかる光輝ある国に生れ、その民族の一員としての責任を分担しつつある事を光榮とするものである。教会は今皇国の繁栄の爲めに心をつにして祈っているのである。基督者たる者はよろしく範を衆に示すの気概をもって此の非常時局に対処して行こうではないか。」⁹⁾と述べ、伊藤も「忠君愛国」の題名で「忠君愛国とは、我國民の当然當むべき正義の道であると思ひ得て居る。

クリスチャンとは、正義を愛する者だ。然も只口先だけではない実行する者である。此意味に於てクリスチアンの精神は忠君愛国の精神と合致するのである。¹⁰⁾と断定し、ゆえに世のキリスト者に対しても「進歩的基督教だ、社会的基督教だと兎角人間本位の事のみに吸々たるが、回心もして居らず、基督の神たる事も、其再臨をも信じて居ない。

彼等の説く所は福音に非ず。従つてそれは基督教ではないのである。¹¹⁾と1928年より32年頃にかけて生じたYMCAを中心とした急進的キリスト教社会主義運動を厳しく批判しているのであるが、当時軍国主義、ファシズムに邁進しつつあった支配体制に全く無批判に盲従していった信仰的姿勢は後の弾圧を思う時まことに悲劇的といわねばならない。

そしてその体制側に属する思想的立場はもうすまでもなく極めて素朴なマルキシズム批判である。すなわち「物質を主とする唯物思想—マルクス主義や享樂主義は最早底を見せた。誠に之等のものが眞の幸福を人に与へぬことを人々は悉く知り尽した。

基督教は神第一主義であり、靈的であるが、マルクス主義と謂い享樂主義と申し、皆人間第一主義であ

り、物質的である。亦前者は正義と平和に満てるものなるに反し、後者は不平と破壊の道である。眞に両者は斯く根本に於て相違するものである。」¹²⁾と述べ、具体的にはソビエットを極めて厳く酷評し「ソ国聯邦中央委員会は十二月一日決議した処によれば、一、テロ行為の準備し、又は実行した者は迅速に審理し、二、遅滞なく死刑を宣告し、三、法廷の宣告あり次第死刑を執行する……とある。

何故の迅速、遅滞なく、宣告、即刻の執行するのか、それはテロ行動ほど危険な、そして害多いものはないからである。テロ行動には必ず陰謀がある。陰謀の裏には必ず独裁、即ちファッショ、即ち利己的野望がある。

悪魔と、罪悪は、人類についてもテロリストを企てる。陰謀は彼等の常手法、しかも大体を過るものである。」¹³⁾と批判する。

ゆえにその論理の当然の帰結としてファシズム国家を賞讃なし「今は新創造の時代のやうである。極東はもとより、欧州の各地を見ても新しい世界が創造せられている。大戦後手も足もぎ取られたやうな姿に封ぜられた独逸が廿年を費さずにあの興国の隆盛を何人が想像したであろうか、一九二三年、独逸の一法廷で無籍者扱いをうけ、独逸帝国改造陰謀罪で審判されたアドルフ・ヒットラーが今日の其統師であるとは夢にも見ぬ事である。

興亡は神の支配の下にある。歴史は神の記録である。今や世界の新創造は神によりて行はれていると承知しなくてはならぬ。」¹⁴⁾と述べている。ここに太平洋戦争を目前にひかえ、満州、中国と侵略した日本軍部やファシストに対する一言の信仰的批判もないことは、あるいはその個人的、主観的信仰体質よりしてやむをえないことかもしれないが、伊藤の場合、後年凍傷によって崩れ落ちる肉体にもかかわらず強靱な忍耐力と信仰とによって輝かしい受難に対する獄屋の抵抗をなしたことを思う時、惜みても余りあることである。

しかしこの伊藤の場合、只一つ明確に意志表示したのは神社参拝、神棚の強制的設置と拝礼に対する批判である。

すなわち「敬神主義は近頃の流行となった。鉄道でも学校でも、官庁でさへ神棚を造り拝ませる事になっていると云ふ事である。

流行はしばしば危険を伴ふものである。何故ならば偽物類似ものの甚しきに至りては、とんでもないものを握らせられる事があるは、お互様によく知っている事である。

我等『神』と一言にて云うが、二種類に大別が出来るやうである。一は『上さま』の神である。即ち、国家社会に功勲あるもの、又は聖人賢人を祭って、所謂、安達氏の人聖人の如きもの、これは『上様』の部である。これは敬ふべく崇むべく、永久に感謝すべき『上様』である事は道理でありまた自然の事である。

第二種は基督教で説く、『神様』即ち、宇宙の創造者、造化の神、使徒パウロの云いし如く『天と地と海及其中の万物を造りたまえる活ける神』を『神』と呼ぶのである。

『上様』の神と『創造主』の神とは内容に於て非常に相違がある。『上様』は八百万も千万もあり得るるが、『神』は唯一人と信ずる。何故なれば、物の中心は如何なるときにも一つでなくてはならぬ故に。我等は二人の支配者を否定する者である。

近時、基督教も民族的でなくてはならぬと説くものがあるが、これはマユ唾ものである。如何なる宗教も、其国特有の地方色を帯びる事は免れぬ事であるが、民族的宗教となつては大なる墮落である。甚しい俗の俗論である。かかる論者はもう一度『神』のいろはから出直さなくてはならぬ。

今日の我国の精神界は、徳川時代である。一日も早く、明治の維新が来らなくてはならぬ。昭和の時代に促進せしめなくてはならぬ。』¹⁰⁰と。それは明らかに伊藤自身、信仰告白に基く偶像礼拝拒否の極限的抵抗を示したものにほかならなかった。その抵抗は太平洋戦争を間近かにひかえた1940年1月の「新創造」においても「祈るだけでは……社詣でだけで（日本の将来は一筆者注）輝かぬ。罪を悔改めて心をきよめ神の旨に従う、神の子となり共存、共榮してこそ、輝き出づるのである。」と伏字の中に悲しみと怒りをこめて声なき抗議の声をあげている。この点札幌北一条教会小野村林蔵牧師が1925年に名著「神社に対する疑義」を発刊しながら、1943年信者の子弟を当局の圧迫から庇護するため、弁証法的義弁を用いて当局と妥協し神棚の設置を許したことを思い合わせる時、伊藤は神の主権に対する信仰告白の確さという点では強固な良心的キリスト者であったといいうるであろう。

注

- 1) 内務省警保局発行「昭和十七年度に於ける社会運動の状況」中「宗教関係犯罪の検挙取締状況」
- 2) 「新創造」昭和10年8月号
- 3) 「新創造」昭和8年2月号
- 4) 「新創造」昭和12年12月号
- 5.6) 「新創造」昭和10年3月号
- 7) 「新創造」昭和10年2月号
- 8) 「新創造」昭和9年12月号

9) 「新創造」昭和15年9月号

10) 「新創造」昭和11年7月号

五) 伊藤馨の投獄による受難と抵抗（小山宗祐牧師補の獄死問題も含めて）

伊藤は1942年6月26日の黎明、巡回伝道旅行中の旭川聖教会斎藤光治牧師宅で全国のホーリネス系牧師とともに逮捕され、直ちに札幌警察署に護送、投獄された。伊藤の場合、他の牧師と異なり、逮捕理由は不明であったが、特高警察の尾行、講演における筆記などの事実から何らかの不穏な動向はすでに察知していたようである。¹⁰¹しかし一般的には「一体何の為の検挙か、一向見当がつかぬ。俄かに連れて来られたので、まるで狐につままれたようだ。」¹⁰²という全く不安な状態で、治安維持法違反などとは思ひも及ばぬことであった。ここに前述のごときホーリネス系牧師逮捕の悲劇的要素が存在したのである。

検挙された伊藤もその原因が不明のまま、道庁特高の一課長に訊問され、伝道界や今日までの生活について述べたところ、中央からの指示書を参考に「お前たちは日本国民でありながら、天皇陛下を神と仰がず、ヤソの神ばかりを信ずるというそうじやないか、悪いといつてこんな悪事はあるか、不忠者めが、正直に白状しなさい。」¹⁰³と始めて問題の本質にふれる究明に事態の厳しさを知ったのである。しかしあくまでも夢想だにしない架空の事実であるがゆえにキリスト教の神観や、再臨説を説明する伊藤に対して特高は連日彼の頭髪を双手で握り広い道場をひきずり廻し、奴紙鳶のように投げとばし、あるいは竹刀で股や背中をめった打ちにするなど、坐ることも階段の上り下りもできないほどの拷問を加えたのである。

では逮捕の原因は何んであったのか、それはすでに述べたごとく、本質的原因は中田重治らのキリスト再臨説の強調が、現人神たる天皇を人間の坐に引きずり降り、国体や国家政体を変革せしめるという信仰による終末的歴史観にあったのであり、この事実からして全国的に「改訂治安維持法第七条」違反としての逮捕者を出したのである。

ゆえに罪状の内容であるホーリネスの再臨説などはたとえ特高警察といえどもその殆んどが知るよしもなく、まして札幌などにおいてはすべてが中央の指示書によって訊問、調査したことはないまでもなかった。

しかして以下組織的逮捕の直接原因と、それに関連する函館聖教会牧師補小山宗祐の死にまつわる事実と、それに対する教会側の態度を通してその信仰体質についてふれてみたい。

当時日本聖教会の指導者米田豊、高山慶喜牧師によれば「一体何の為の検挙か。保釈になって出所してから、いろいろの方面から聞いた事を総合して考えて見て、どうやら真相を掴むことが出来た。……何でも事の起因は、旧ホーリネス系の者に治安を害すると思われる脱線行為（？）が九件あり、その為に全国の検察官が協議して手をつけることになったと言われる。そのうち二つは、旧日本聖教会、七つは旧きよめ教会のもので、それが何の事であったかは知らぬが、旧聖教会の関係事件の一つには、当時北海道のある地方の教役者の一人——若い伝道者見習——が、戦時中、毎朝隣組の者が交代で戦勝祈願の為に神社参拝するのを、彼はせぬというところから告訴され、公判中、未決監に於て自決したということがあった。—— 一体留置場や未決監で自殺など出来ぬ筈なのに……。』⁴⁾と述べているが、米田氏の子息米田勇牧師によればその詳細は「昭和16年12月8日に『大東亜戦争』の幕が切って落された。年明けて1月の中旬のことである。北海道函館の聖教会系で、当時日本基督教団の看板を掲げている教会の牧師補たる小山宗祐氏が、未決監房で自決する事件が突発した。

小山氏は隣組が輪番制で毎朝参拝に行く護国神社参拝を拒否したというので、訴えられ、憲兵隊と警察署の調べるところとなり、起訴されて未決監房に送られた。然し公判による判決が下る前に、彼は監房で自決してしまった。自決でなく絞殺されたのではないかと疑う者もあったが、当局の発表によれば自決であった。何故自決したか。自分の神社参拝拒否によって、教団全体に迷惑を及ぼすことを恐れた責任感か。死人に口なし、遺書がないのでわからない。或いは当局の痛烈な調べに堪えかねて、神経衰弱症状になって発作的に事を決行したのかも知れない。』⁵⁾ということである。筆者は幸い当時小山牧師補の遺骸を引取りに行った伊藤牧師の子息愛磨氏からの伝聞によりなお具体的な事実を教示されたのでその内容について述べてみたい。

小山氏の遺骸を引取りに行ったのは京都から来函した兄にあたる人（小山牧師補は大阪出身）、伊藤牧師、札幌新生教会富永リッ氏の三人で、1月下旬のことであったという。⁶⁾神社参拝を拒否するような非国民は自殺するのがあたりまえであり、戦地の兵隊さんにすまぬという当局によって捏造された風潮が一般国民にしみわたっていた当時の社会情勢の中で、三人はまことに片身の狭い思いで遺骸を引取り、直ちに茶毗に付したという。しかしその中であって伊藤牧師の脳裏に深く刻み込まれて後年まで忘れえない事実は、小山氏

が獄衣の下に着ていたと思われる浴衣がどす黒く血染でべったりと遺骸に張り付いており、又首筋に赤い痕跡があり、首の骨が折れていたことであった。以上の愛磨氏を通しての述懐からは筆者も直ちに自殺か他殺かという断定は下しえないのであるが、強い私見を述べるならば以下の理由によって自殺より他殺されたのではないかと考えたい。たしかに28才の若さであり一人孤独の闘いを強いられた小山氏は、憲兵隊の厳しい調査の中で発作的に首吊り自殺をしたとも考えられなくはないが、反面なぜ浴衣の背面ほぼ全体に血痕がこびりついていたのか？首吊り自殺の出血であるならば前面に血痕がつくのではあるまいか、しかも当時はホーリネスにとっては一種のリバイバル時代であり、信者にとって自殺は神から許されざる地獄行きの行為であることを知っている筈であり、まして牧師としてはその覚悟はすでに充分保持していたものと推察される。また第三点としては前述のごとく伊藤自身も厳しい拷問をうけたのであるが、まして小山の師である大阪の小出朋治牧師のごとく獄死の原因が頭部における二箇所の傷であることを知る時、⁷⁾ 憲兵隊による拷問は当時の思想犯に対する非人間的な過酷にすぎる態度をもってしても十分に推察できるのである。以上の点において筆者は、他殺説に傾くものである。たまたもしそれが拷問の結果による精神錯乱状態における自殺であったとしても、その原因はあまりにも非道な憲兵隊の拷問のせいであり、客観的には一種の他殺と見て誤りないのではなからうか。

ついでこの小山牧師補事件に対する日本聖教会のとした態度についてふれてみよう。それは前述したホーリネス教会の主観的信仰倫理観の実体と客観的社会科学上の認識の欠如が、この事件を通して見事に浮き彫りにされているからであり、それは同時に偶像礼拝に対する神の主権を告白する者としての具体的抵抗と対決を意味する信仰者の主体性の欠如を示してあまるところがないからである。

すなわち、当時この事件に関してはすでに日本聖教会の幹部は知っていた。米田勇牧師の日記によれば「年会（4月16日—筆者注）二日目の日、秘密教役者会というのがあり、函館の小山宗祐君の自殺の真相を、伊藤豊牧師が発表した。満座はシユーンとなる。時局の重圧をヒシヒシと感ずる。』⁸⁾とあり、この事実を通して知りうることは、小山牧師補の死は、死後三ヶ月後に漸く公表され、しかも一般信徒代表の加わらない秘密教役者会で発表されたことである。このことは、教会幹部の困惑と不安を表現して充分であろう。なお、この事件の問題点についてはすでに和田洋一氏

が適確な批判を示しており、筆者も又同感なので、以下長文にわたる氏の論文の一節を紹介することとする。すなわち氏は「戦勝祈願のための神社参拝を拒否した。その若い伝道者見習いの行為は、疑いもなく抵抗であった。戦争の末期に、神社参拝を拒否するということは、悲壮な決心なしにはできないことだったからである。青年は自分の信仰と良心に忠実であろうとして逮捕され、未決監の中で自殺した。……

戦時中、『おたがい、犬死はしたくないなあ』という言葉が、小さい声でよくさやかれた。殉教者として、かがやかしい栄光の光をうけて死んでいくのならまだしも、という意味が、おそらくその裏にあったと思われる。しかし栄光にかがやく殉教の死と犬死とのちがいは、一体どこにあるのであろうか。死の時点では、両者は同じではないのだろうか。小山は、野犬のようにぼく殺されたのかもしれないし、あるいは本当に自殺したのかもしれない。いずれにしても、戦後二十年近くたって出版された『戦時ホーリネス受難記』の中で彼の命がけの抵抗が評価されていないばかりか、彼の名前すらもあげられていないという意味で、彼の死は犬死のままになっているといってさしつかえない。⁹⁾と教会幹部の基本的態度に対して厳しい批判を下している。

しかし私見によればホーリネス系の信仰よりするその主観的、個人的倫理観、同時にファンダメンタルな再臨説よりするならば、前述のごとく客観的、社会的倫理観を喪失するゆえに抵抗精神の欠如は当然の帰結と申すべきで、現にホーリネス系の「聖イエス会派」は再臨の切迫していることを説くとともに、大槻主牧自からがイスラエルに渡って、イスラエル、アラブ連合の対立と激しい戦闘のさ中、イスラエルの恢復復帰と悔改めを祈り願っているのである。¹⁰⁾

さて話を本論に戻そう。伊藤が実際に調書をとられ始めたのは、彼の手記によると1942年7月12日からである。

以下その追求、訊問された要点を記すと「一、キリスト再臨論と千年王国について、二、教理の根本について、千年王国と現在の世界、三、日本聖教会と組織の内容、発展状況、四、内国伝道部長としての活動方法。」であるが、詳細は残念ながら不明である。¹¹⁾

かくして12月段階には調書もより詳細、具体的となり「日本聖教会の聖書信仰と被疑者の思想関係」とか、「神社は偶像である」とか、または「献金の外国関係」という問題の核心とも申すべき点の説明を検事より求められたが、彼は臆するどころなく自らの信念を述べ、手記によれば「ここで取調べをうけている九

ヶ月間に私は利益となった事は数々ある。第一問題となった私の信条、信仰、行動について取調べられて再検討となり、そして結論として『信条』については、一つの訂正を要せず、聖書的この信条は、真理であり福音であり、救の道である事を確認する事になった。

これまで、学校、教会、教団での研修は弁証的な研修一方であったが、ここでは、一から十まで否定的な、非宗教的な排撃的な、立場と思想で、おまけに国家と法律を背と権としての検討であったのである。然るに私にとりては、すればするほど真理であると確認する事になってしまった。¹²⁾と信仰による勝利を確認している。これに対し特高調査官は、威厳をもって「伊藤、お前は天皇のおかげで伝道して来たんだよ、そのお許しを得てナ、然るに、こんな問題を起して……もう伝道なんか出来ぬようにしてやる。そう思え。」¹³⁾と脅迫している。

かくして投獄より満九ヶ月後の翌年3月、検事局に移送され、彼の教会と目と鼻の先にある大通拘置所に移された。

公判は10月8日、札幌地方裁判所において開始されたが、それまで官選弁護士笹沼孝蔵は病気で殆んど姿を見せなかったこともあって、同日直ちに検事の論告求刑があり、その結論は「被告は改悛の情少しもなく、かかるものが社会におくことは社会を毒する危険がある。」¹⁴⁾との主旨からして「改訂治安維持法第七条、治安警察法第八条、及び宗教団体法第十六条」違反との判断の下に「懲役五年」を求刑した。かくして同月15日、菅原二郎裁判長により「被告に対しては、まことに同情する。被告たちはその信仰に忠実にまた卒直に行動したのである。しかし今日の時勢である。お気の毒である。」¹⁵⁾と述べホーリネス系では最も重い「懲役四年、未決拘留通算四百日」の判決が下されたのである。

現在思うにこの不当な判決の内容は、一つは当時の裁判長、判事、検事、弁護士に至るまで、キリスト教、就中ホーリネスの信仰内容については殆んど理解することができず、すべてが中央当局の指示に随って行動した、極めて非民主的、ファッショ的司法制度にあり、第二点としては伊藤の毅然とした信仰の節操を曲げぬ態度が調査官に好意をもたれなかったことと、内国伝道部長の要職にあった点が、指摘されうるのである。

かくして10月19日、上告手続をとったが、2月24日に至り大審院刑事部より「上告棄却」の判決通知が来り、同月29日、刑は確定したのである。

なお拘置所在監時、北大レーン講師夫妻を始めとし

てカトリック宣教師など、四、五名の外人が、また無教会派の浅見仙作氏、東洋宣教会きよめ会派の内田ひで氏が在監していた。

かくして3月5日、苗穂刑所に移送され、ここに本格的な受刑者としての受難の闘いが開始されるのである。「恩寵あふるる記」によれば「監房はやっぱり三丁室である。……房内はゴザ一枚、布団上下二枚、敷布団は坐布団の巾で、五尺少しの長さ、……左角には、便器と用水桶とを置く、何れも桶である。……しかるにその便器と用水桶とは同型同種のもので、うっかりすると間違いかねぬ。私も一度間違っ大失敗したことがある。……そして私の号は百八十二番であった。ここでは姓名は決して呼ばず号をもって呼ぶ、……刑務所の食糧には等級があり、一等より五等まである。われわれ思想犯は四等飯である。四等飯では何んとしても栄養不足でいつも空腹で、はては食事することは腹だたしくなる。道路に落ちている豆粒でも拾って口にするようになる。廊下にこぼれている飯粒はもちろん、拾って食うほどになる。それを発見されて、担当に皮帯でヤキを入れられ、ヒイヒイうめいた囚人もいた。日増にやせ細って、衰弱しきってしまう。」¹⁶⁾

このような悲惨な状態は、老令の上に栄養失調が重なり、しかも厳寒下ストーブもなき牢獄での生活であったため、たとえ信念に殉じた牧師といえども決して安易な闘いではなかった。加えて零下二十度を降る寒さによって凍傷が全身を侵し始めた。「凍傷は初め手指である。ふうと皮膚がはれ出し紫色になり、それから傷がつくのである。そして破れることになる。私は手から始めて両足の指、くるぶし、膝、耳、そして腰に來たのである。……手指はくずれて肉がでる。血がだちだちと出る日もあり、足の親指はくされて骨にまで、遂に切断せねばならぬと医師も考える程になり膝もくずれ出して來た。……」¹⁷⁾という絶対絶命の状態までなり、さすが豪毅な伊藤も「前途は全く暗胆たるものである。刑期はきまわっていても、果して服役すれば出所が許されるものかどうか、その頃には期待をもてぬ時期であり、『闇から闇に葬り去らるる』こともあるまいが、信用できぬ時代である。法があってもある如く思われず、正義という二字があっても、その正義とはどんな内容をもっているのかと考えると、文字だけのことにしている方が間違いないようであった。」¹⁸⁾との殆んど前途に希望を失う程の苦悩の中に自からの暗胆たる境遇を思い偲んだのである。しかし彼はその受難の苦しみの中にあって旧約のヨブのごとく自問自答した。「私は有罪無罪を論外に私の懲役という立場は、神の摂理で神の格別なる御思召があつてのこ

となれば、私として修行し学ぶべきこと、知るべきを知ることだと腹をきめるともう大した苦役ではなくなったのである。」¹⁹⁾と。ここに彼の主体的信仰の確さが示されてあまりあるものがある。この点和田洋一氏が指摘しているように「酷寒北海の獄中で凍傷に苦しみ、何度も自殺を思いつたということである。」²⁰⁾とは何かの誤解と考えられる。

かくして日本帝国主義国家の敗北による思想犯解放の日に至る迄、信仰によって苦しみを喜びに変え、あるいは共產主義者とともに、神を信んずる者も信んじない者も一緒になってモッコ担ぎをし、欠乏せる食料を互いに人間として分かちあひながら、新日本の復活と再生を待望したのである。

伊藤は敗戦後、次のように反省と述懐を述べている。「これは私は後日の記事に申述べるつもりであるが、敗戦日本には、題目をいい出す人もなかったし、指導教育する者も欠けていた。これは日本をして二重の敗戦に招いたことになったのではあるまいか。その指導権は宗教がとるべき筈であった。しかし何れの宗教がその実力をもっていたか。

他宗はともかく、われわれキリスト教界とて、まことに無力であったことは事実である。何も新しい学説やイデオロギもなくとも、旧い旧いキリストの福音で充分であったのである。それが、長年おどかされ、ゆがめられ、骨ぬき同様せられ、水わりされた酒、酒の臭いもせぬ水酒となっていたんじや、とてもふるまいの座には出されぬわけであった。その責任は日本の当局にも、いや日本にもあり、またキリスト教会にもあるわけである。」と。²¹⁾

注

- 1) 「新創造」1956年12月号「恩寵あふるる記」中に「そのころ、何処に行っても特高警察の目がつきまとっていた。もち論、教会にも来訪して近況を訊ねたり、巡回旅行に出ようとする時など、何処でいて知なのか、旅程をききに來たりする。」
- 2) 「二十一日、夜は救世軍で伝道集会であった。特高から二人の刑事が出張してノートをとっていた。」
- 3) 「……胃痙攣らしい。すると夕方になって、また特高が来訪である。『御用は』と、きかせると『いや一寸御見舞に伺いました。御大切に』夜分も誰か家の前に立っていたり、ぶらぶら歩いてのぞいているようであった。……」という記事がある。
- 4) 米田豊、高山慶喜著「昭和の宗教弾圧」P12.
- 5) 「新創造」1956年12月号。
- 6) 米田豊、高山慶喜著「前掲書」P19.
- 7) 米田勇著「大東亜戦争下における基督教の弾圧」(思想1959年2月号所収—岩波書店発行)
- 8) 米田勇著「聖書信仰者と神社問題」(福音と世界1969年3月号所収)によれば、事件の生じた月日は

- 3月25日とし、思想誌上の1月中旬と「喰い違っているが、伊藤愛蔵氏の教示では1月中旬が正しいと思われる。
- 7) 米田豊、高山慶喜著「前掲書」P50。
 8) 米田勇著「ホーリネス教会弾圧の下で一日記抄」（福音と世界1961年6月号所収—新教出版社発行）
 9) 和田洋一著「抵抗の問題—戦時下のキリスト者・自由主義者に関連して—」（戦時下抵抗の研究Ⅰ所収—みすず書房発行）
 10) 大槻武二発行「葡萄樹」昭和45年1月号参照。
 11) 敗戦直後、思想犯の調書、求刑、判決書とも時の政府の命令により、殆んど焼却されてしまい、筆者も何度か札幌法務局、検察局に足を運んだが、遂に一片の資料も入手できなかった。ゆえにその概要も、伊藤馨牧師の獄中記とも申すべき「新創造」に連載の「恩寵あふるる記」による以外に資料入手の方法がなかった。
- 12) 「新創造」1957年6月号。
 13) 「新創造」同上。
 14) 「新創造」1957年8月号。
 15) 「新創造」同上。
 16) 「新創造」1957年10月号。
 17) 「新創造」1957年11月号。
 18) 「新創造」同上。
 19) 「新創造」同上。
 20) 「和田洋一著「前掲書」P21。
 21) 「新創造」1953年2月号。

結 び

以上の論述に見られるごとく伊藤馨に象徴されるホーリネス系正統派の信仰内容、並びに国家社会観は、極めてオーソドックスな「聖書無謬説」にも近い保守的聖書観、神観とを有し、国家社会における戦争などの悪の根源は神から離反した人間の欲と罪にまみれた原罪性にあると説く。ゆえに地上における正義と平和に満ちた理想国家社会の回復は、個人あるいは教会的群によるキリストの十字架の死による赦罪と救済によるものであり、同時に現実に実現せる救済の完成は、終末におけるキリストの再臨による霊的審判とキリスト王国の確立によるという終末的形而上学的歴史観である。

要約するならば、すべての根源を原罪を有する人間の神からの赦罪と終末的再臨に求めるため、戦争と平和という極めて重要な社会問題の解決もキリストを媒介とした個人の罪からの解放、すなわち個人的倫理の中に埋没し、また来世的幻想の中に解消してゆくファンダメンタルな主観的信仰観と云えよう。ゆえに十字架に象徴されるキリストの負しき者、虐げられし者、病者片貝者を極みまで愛したアカペーの愛の普遍的倫理性、換言すれば社会科学の導入に基づく社会的倫理の確立はホーリネス教会の信仰的体質からして発見す

ることは困難であると考えられる。ゆえに以上のごとき社会倫理性の信仰的欠如は、同じキリスト教でも無教会派に多く見られる信仰による平和思想に基く非戦平和論を主張する可能性は全くなかったといつてよい。であるがゆえに殆んどの牧師が逮捕投獄時、その原因の不明なことに恐れと不安に戦った理由が存在するのであり、この意味においてはホーリネスの受難は、キリスト教史上だけではなく、日本現代史上においても悲劇的（当局側の無智という点からすれば逆に喜劇的）要素を有していたといえよう。

すなわち逮捕投獄の理由になった再臨説は、中田重治の強調した現世におけるキリスト再臨による千年王国の再現であり、そのためには上述したごとく神から選ばれた東方の日本人によるイスラエルの進撃と解放こそが最も緊急な問題であるとの妄想的信仰は凡そキリスト者としては想像もし難く、巫子的、精神病的発想の極限状態におけるファナシックな幻想であったものと想像される。

しかしして小山宗祐牧師補の獄死事件、あるいは本論において示された伊藤馨の神社参拝に対する明確なレジスタンスは、個人的倫理の限界内においても、神の主権に対する信仰告白の確かさという点で歴史的に評価しうる内容を有しており、この信仰的確さのゆえに厳寒下における投獄の苦難の中にあつて伊藤自身崩れ落ちる肉片を労りつつ敗戦解放の日に至るまで闘いを継続しえた所以というのであろう。

伊藤自身、敗戦後、「他宗はともかく、われわれキリスト教界とて、まことに無力であつたことは事実である。……それが長年、おどかされ、ゆがめられ骨ぬき同様にせられ、水わりにされた酒、酒の臭いもせぬ水酒となつていたんぢや、とてもふるまいの座には出されぬわけであつた。」¹⁾と自から投獄の苦しみをうけながらキリスト教会の指導者として懺悔反省する時、今日におけるキリスト教会の進むべき道はいかにあるべきだろうか。

「靖国神社国営化問題」が議会で問題にされているこの緊急時、「地の塩、世の光たれ」と命じ給うイエス・キリストを信じて生きる時、神の主権、キリストの王権を侵す者に対しては明確な信仰告白をもって闘うべきはもちろんのこと、国家神道の確立を目指す靖国神社問題の背後にある政治権力、換言すれば日本独占資本主義国家の日米安保条約下における帝国主義化、軍国主義化への指向性をキリスト教信仰の告白、すなわちイエス・キリストの原点において、また社会倫理の確立の中でどう扱え関りあつていくのか、これはホーリネス教会だけではなく、キリスト教会全体が

神学的に、教会形成、福音の土着化という視点より、キリスト者個々人が自からの信仰的良心の問題として神から問われている喫緊事である。伊藤の云うごとく「……それが、長年おどろかされ、ゆがめられ、骨ぬき同様にせられ、水わりにされた酒…」同様のキリスト者と或いはキリスト教会にならないために。

注

1) 「新創造」1958年2月号。

(本文の執筆にあたって論文の性格上伊藤馨牧師の敬称は略させて戴いた。また子息伊藤愛麿氏の御指導と御援助に対して心より感謝の意を捧げたい。

なお本論は文部省科学研究助成費の一部を使用させて戴いたことを附記しておく。) (終り)

(昭和45年1月16日受理)